

交通事故にかかる和解及び損害賠償の額を定めることの委任専決処分について

1 委任専決事項

交通事故による損害賠償について和解し、その額を定めること。

2 委任専決月日

令和 7 年 2 月 12 日

3 損害賠償額

1,905,000 円

4 交通事故の概要

(1) 発生日時

令和 6 年 7 月 23 日（火）午前 10 時 00 分頃

(2) 発生場所

淡路市志筑 3071 番地

(3) 当事者（年齢等は当時のもの）

78 歳 男性

(4) 発生状況

上記事故現場において、淡路県民局県民躍動室会計年度任用職員の運転する公用車が信号待ちの状態から発進する際、前方の相手方自動車に追突し破損させるとともに、相手方運転者及び同乗者 1 名を負傷させたもの。